

環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、
欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉及び英国協定適用牛肉の輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項及び第5項の規定に基づき、令和8年度における環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉及び英国協定適用牛肉の輸入数量を下記のとおり公表する。

記

○環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量

令和8年度における輸入基準数量：684,400トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	20,425 トン	663,975 トン	令和8年4月17日
	中旬	28,202 トン	656,198 トン	令和8年4月27日
	下旬	34,861 トン	649,539 トン	令和8年5月12日
5月	上旬	39,300 トン	645,100 トン	令和8年5月15日
	中旬	50,470 トン	633,930 トン	令和8年5月27日
	下旬	60,700 トン	623,700 トン	令和8年6月5日
6月	上旬	71,129 トン	613,271 トン	令和8年6月17日
	中旬	80,604 トン	603,796 トン	令和8年6月26日
	下旬	87,875 トン	596,525 トン	令和8年7月7日
7月	上旬	98,990 トン	585,410 トン	令和8年7月17日
	中旬	102,102 トン	582,298 トン	令和8年7月27日
	下旬	116,175 トン	568,225 トン	令和8年8月7日
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の3の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

・輸入数量にはオーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量を含む。

○環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉の輸入数量

令和８年度における輸入基準数量：684,400トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	20,425 トン	663,975 トン	令和8年4月17日
	中旬	28,202 トン	656,198 トン	令和8年4月27日
	下旬	34,861 トン	649,539 トン	令和8年5月12日
5月	上旬	39,300 トン	645,100 トン	令和8年5月15日
	中旬	50,470 トン	633,930 トン	令和8年5月27日
	下旬	60,700 トン	623,700 トン	令和8年6月5日
6月	上旬	71,129 トン	613,271 トン	令和8年6月17日
	中旬	80,604 トン	603,796 トン	令和8年6月26日
	下旬	87,875 トン	596,525 トン	令和8年7月7日
7月	上旬	98,990 トン	585,410 トン	令和8年7月17日
	中旬	102,102 トン	582,298 トン	令和8年7月27日
	下旬	116,175 トン	568,225 トン	令和8年8月7日
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の3の2の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

・輸入数量は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量。

○欧州連合協定適用牛肉の輸入数量

令和８年度における輸入基準数量：49,722トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	11 トン	49,711 トン	令和8年4月17日
	中旬	17 トン	49,705 トン	令和8年4月27日
	下旬	21 トン	49,701 トン	令和8年5月12日
5月	上旬	27 トン	49,695 トン	令和8年5月15日
	中旬	45 トン	49,677 トン	令和8年5月27日
	下旬	46 トン	49,676 トン	令和8年6月5日
6月	上旬	50 トン	49,672 トン	令和8年6月17日
	中旬	51 トン	49,671 トン	令和8年6月26日
	下旬	51 トン	49,671 トン	令和8年7月7日
7月	上旬	62 トン	49,660 トン	令和8年7月17日
	中旬	63 トン	49,659 トン	令和8年7月27日
	下旬	81 トン	49,641 トン	令和8年8月7日
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の39の項に掲げる物品。
・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

○アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量

令和８年度における輸入基準数量①：271,040トン、輸入基準数量②：684,400トン

月	旬	累計輸入数量① (アメリカ合衆国協定 第一輸入数量※ ¹)	輸入基準数量①と 累計輸入数量① との差分	累計輸入数量② (アメリカ合衆国協定 第二輸入数量※ ²)	輸入基準数量②と 累計輸入数量② との差分	公表日
4月	上旬	12,147 トン	258,893 トン	32,572 トン	651,828 トン	令和8年4月17日
	中旬	15,418 トン	255,622 トン	43,619 トン	640,781 トン	令和8年4月27日
	下旬	19,962 トン	251,078 トン	54,820 トン	629,580 トン	令和8年5月12日
5月	上旬	24,328 トン	246,712 トン	63,625 トン	620,775 トン	令和8年5月15日
	中旬	30,898 トン	240,142 トン	81,362 トン	603,038 トン	令和8年5月27日
	下旬	37,415 トン	233,625 トン	98,108 トン	586,292 トン	令和8年6月5日
6月	上旬	44,200 トン	226,840 トン	115,322 トン	569,078 トン	令和8年6月17日
	中旬	49,031 トン	222,009 トン	129,628 トン	554,772 トン	令和8年6月26日
	下旬	53,097 トン	217,943 トン	140,965 トン	543,435 トン	令和8年7月7日
7月	上旬	59,149 トン	211,891 トン	158,132 トン	526,268 トン	令和8年7月17日
	中旬	62,190 トン	208,850 トン	164,286 トン	520,114 トン	令和8年7月27日
	下旬	67,558 トン	203,482 トン	183,725 トン	500,675 トン	令和8年8月7日
8月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
9月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
10月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
11月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
12月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
1月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
2月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
3月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の46の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

※1 アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量。

※2 アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉(英国を原産地とするものを除く。)の輸入数量の合計数量。

○英国協定適用牛肉の輸入数量

令和８年度における輸入基準数量：49,722トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	11 トン	49,711 トン	令和8年4月17日
	中旬	17 トン	49,705 トン	令和8年4月27日
	下旬	24 トン	49,698 トン	令和8年5月12日
5月	上旬	29 トン	49,693 トン	令和8年5月15日
	中旬	51 トン	49,671 トン	令和8年5月27日
	下旬	53 トン	49,669 トン	令和8年6月5日
6月	上旬	56 トン	49,666 トン	令和8年6月17日
	中旬	57 トン	49,665 トン	令和8年6月26日
	下旬	58 トン	49,664 トン	令和8年7月7日
7月	上旬	69 トン	49,653 トン	令和8年7月17日
	中旬	70 トン	49,652 トン	令和8年7月27日
	下旬	88 トン	49,634 トン	令和8年8月7日
8月	上旬	－	－	
	中旬	－	－	
	下旬	－	－	
9月	上旬	－	－	
	中旬	－	－	
	下旬	－	－	
10月	上旬	－	－	
	中旬	－	－	
	下旬	－	－	
11月	上旬	－	－	
	中旬	－	－	
	下旬	－	－	
12月	上旬	－	－	
	中旬	－	－	
	下旬	－	－	
1月	上旬	－	－	
	中旬	－	－	
	下旬	－	－	
2月	上旬	－	－	
	中旬	－	－	
	下旬	－	－	
3月	上旬	－	－	
	中旬	－	－	
	下旬	－	－	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の53の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

・輸入数量には欧州連合協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量を含む。